

○学校法人谷岡学園役員及び評議員の報酬等に関する規程

昭和63年10月4日

最近改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人谷岡学園（以下「本学園」という。）の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員の報酬、手当、退職慰労金について定めるものとする。

(報酬)

第2条 常勤の役員報酬の額は、次のとおりとし、理事長の報酬額は、次の範囲内で理事会において決定する。また、理事長を除く役員の報酬額は、各々の範囲内で理事長が専決し、理事会に報告するものとする。ただし、理事長、副理事長以外の役員のうち、本学園専任教職員本給俸給表に格付されている役員を除くものとする。

理事長 月額 180万円～250万円

副理事長 月額 50万円～100万円

理事 月額 10万円～70万円

監事 月額 10万円～70万円

2 前項ただし書に該当する常勤の役員については、次のとおりとする。

理事 月額 3万円～30万円

3 非常勤の役員報酬の額は、次のとおりとする。

理事 月額 5万円～30万円

監事 月額 10万円～30万円

4 評議員の報酬の額は、次のとおりとする。

評議員会に出席した日1日につき 2万円

(賞与)

第3条 役員の賞与の額は、次のとおりとする。

常勤の役員 支給率額は、法人職員と同じとする。

非常勤の役員 報酬月額3カ月分

(夏期1.0カ月 年末2.0カ月)

(通勤手当)

第4条 常勤の役員の通勤手当は、居住地から最も経済的かつ合理的な経路及び方法により、片道2キロメートル以上交通機関を利用して通勤する場合に、1カ月当たり10万円を限度に、6カ月通勤定期券等の購入代金を支給する。ただし、時期又は出校日数により普通乗車券等を利用するのが、より経済的な場合は、普通乗車券等購入代金相当額を支給する。ただし、本学園の職員（本学園の設置する学校の教員その他の職員をいう。以下同じ。）として同手当

を受給している役員への重複支給はしない。

(支給方法)

第5条 役員の報酬、賞与及び通勤手当の支給日、支給方法は、本学園の職員と同じとする。

- 2 評議員の報酬は、評議員会開催日又は用務日の属する月の翌月の末日までに、金融機関へ振込むことにより支給する。

(交通費・宿泊費)

第6条 常勤の役員が勤務校以外の場所で開催する理事会に出席したとき及び非常勤の役員が理事会に出席したときは、1万円又は実費の交通費を支給する。

- 2 非常勤の役員が理事会出席以外の用務にて設置校等に出校したときは、実費の交通費を支給する。
- 3 評議員が評議員会に出席したときは、1万円又は実費の交通費を支給する。ただし、本学園職員の評議員を除くものとする。
- 4 評議員が評議員会出席以外の用務にて設置校等に出校したときは、実費の交通費を支給する。ただし、本学園職員の評議員を除くものとする。
- 5 前4項に際し、宿泊を要した場合の宿泊費の取扱いは、「学校法人谷岡学園役員及び評議員の旅費に関する規程」に定める宿泊費の額を上限とした実費を支給する。
- 6 交通費・宿泊費は、理事会及び評議員会開催日又は用務日の属する月の翌月の末日までに、金融機関へ振込むことにより支給する。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、役員を最終退任したときに支給する。ただし、本人の死亡による退職の場合は、次の遺族に対し支給する。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母（養父母を先にし実父母を後にする。）
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

- 2 前項による各号順を支給順位とする。
- 3 第1項第2号から第6号までに掲げる者については、その順位にかかわらず、在職者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたものを先にする。
- 4 退職慰労金の額は、常勤の役員の期間、非常勤の役員の期間ごとに累積区分し、各々の退任の日におけるその者の報酬月額に別表の在任期間に対応する支給割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、1カ月未満の端数日がある場合は切捨てとし、年月数を対象期間と

する。なお、在任期間1年未満の場合は、支給しない。また、第1項にかかわらず、理事会の議を経て、常勤の役員の期間、非常勤の役員の期間ごとに各々退任の都度、退職慰労金を支給することができる。

- 5 不都合な行為により解任された場合は、前各項にかかわらず理事会の議を経て、支給をしないか又は減額して支給することがある。
- 6 在任中特に功労があり、理事会が必要と認めたときは、第4項で得た額に増額して支給することができる。
- 7 評議員については、退職慰労金を支給しない。

(事務所管)

第8条 この規程の事務所管は、法人本部人事課とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年11月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、在任している役員の在任期間の始点は、過去の継続している当初の就任日とする。

附 則

この規程は、平成5年9月28日から施行し、平成5年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月29日から施行し、平成23年5月20日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年3月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、理事会と評議員会が同一日に開催される場合の理事を兼ねている評議員についての交通費は、第6条第1項を適用し、重複支給はしない。

別表（第7条関係）

退職慰労金支給割合

在任年数	支給乗率	在任年数	支給乗率	在任年数	支給乗率
1年未満	0.00	12年	15.50	24年	34.50
1年	1.25	13	17.00	25	36.25
2	2.50	14	18.50	26	38.00
3	3.75	15	20.00	27	39.75
4	5.00	16	21.50	28	41.50
5	6.25	17	23.00	29	43.25
6	7.50	18	24.50	30	45.00
7	8.75	19	26.00	31	47.00
8	10.00	20	27.50	32	49.00
9	11.25	21	29.25	33	51.00
10	12.50	22	31.00	34	53.00
11	14.00	23	32.75	35年以上	55.00